

社会福祉法人 武蔵村山正徳会
特別養護老人ホーム サンシャインホーム
ユニット型介護老人福祉施設利用契約書

さん（以下「ご利用者」といいます）・ _____
さん（以下「代理人」といいます）及び特別養護老人ホーム サンシャインホーム（以下「施設」といいます）との間において、次のとおり介護老人福祉施設利用契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 施設は、ご利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、ご利用者は、利用契約書・重要事項説明書の定めを遵守して生活し、そのサービスに対する料金を施設に支払うものとします。
- 2 代理人は、ご利用者と共にこの契約に基づく責務を履行するとともに、必要に応じて施設と協議し、ご利用者の生活と権利擁護に関わる行為を行います。また、ご利用者に急性期の医療行為が必要なときは、責任を持ってその事態に対応するものとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、平成____年____月____日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の2週間前までに、ご利用者から施設に対して書面による契約終了の申し出がないとき、かつ、ご利用者が要介護認定の再認定で要介護度1～5となったとき、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（施設サービス計画）

施設は、次の各号に定める事項を介護支援専門員等に行わせます。

ご利用者について解決すべき課題を把握し、ご利用者・代理人及びその他のご家族の意向を踏まえた上で、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

必要に応じて施設サービス計画を変更します。

施設は、ご利用者・代理人及びその他のご家族の要望により、適時施設サービス計画の説明をします。

第4条（介護老人福祉施設サービスの内容）

- 1 施設は、施設サービス計画に沿って、ご利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供しま

す。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、ご利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 ご利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。施設は、【契約書別紙】に定めた内容について、ご利用者及び代理人に説明します。
- 3 施設は、サービス提供にあたり、ご利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための場合を除き、身体的拘束を行いません。また、やむを得ず拘束を必要と判断したときは、厚生労働省のガイドラインに則って実施することとします。(原則禁止)

第5条(要介護認定の申請に係る援助)

- 1 施設は、ご利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるようご利用者を援助します。
- 2 施設は、ご利用者又は代理人が希望するときは、認定期間満了にともなう更新申請を代行します。また、ご利用者の介護状態の変化にともなう申請を行います。

第6条(サービスの提供の記録)

- 1 施設は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 ご利用者又は代理人は、ご利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 ご利用者又は代理人は、ご利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受けることができます。

第7条(料金)

- 1 ご利用者又は代理人は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 施設は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までにご利用者又は代理人に通知します。
- 3 ご利用者又は代理人は、当月の利用請求額を翌月22日(指定の銀行等が、休日等の場合は翌営業日)に、指定した口座より、預金口座振替による自動引落としの方法で施設に支払います。
- 4 施設は、ご利用者又は代理人から料金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行します。
- 5 ご利用者が要介護認定で非該当(自立)・要支援になったとき、退所先が未定で施設での生活がやむを得ないときは、施設利用によるサービスは介護保険適用外となりますので、すべて自費負担となります。

- 6 介護保険適用でのご利用に空床が生じ、その床に介護保険適用外で入居したご利用者の施設利用によるサービスは、すべて自費負担となります。

第 8 条（契約の終了）

- 1 ご利用者又は代理人は、2 週間の予告期間をおいて施設に文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当したときは、施設はご利用者に対して、30 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ご利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず3ヶ月分が滞納となったとき
 - ご利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がないとき、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになったとき
 - ご利用者・代理人又はその他のご家族が、施設・同職員又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
 - やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小するとき
- 3 ご利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定されたとき、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、退所先が未定ですべて自費にての支払を希望する方は除きます。
- 4 次の事由に該当したときは、この契約は自動的に終了します。
 - ご利用者が他の介護保険施設に入所したとき
 - ご利用者が死亡したとき

第 9 条（退所時の援助）

施設は、契約が終了し、ご利用者が退所する際には、ご利用者・代理人及びその他のご家族のご希望により、ご利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のための必要な援助を行います。

第 10 条（秘密保持）

- 1 施設及び同職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者・代理人及びその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 ご利用者又は代理人は、ご利用者の介護老人福祉施設サービス計画作成のため、及び退所時の居宅介護計画作成のため、他の居宅介護支援事業者・サービス提供者・サービス担当者会議においてご利用

用者・代理人及びその他のご家族の個人的情報を用いることに同意します。

第 1 1 条（賠償責任）

- 1 施設は、サービスの提供にともなって、法的根拠のある施設の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 ご利用者及び代理人は、サービスの利用にともなって、ご利用者・代理人又はその他のご家族の責めに帰すべき事由により、他のご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたとき、施設の運営・財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

第 1 2 条（緊急時の対応）

施設は、ご利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師への連絡等必要な処置を行います。

第 1 3 条（相談・苦情対応）

施設は、ご利用者・代理人及びその他のご家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 1 4 条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者・代理人及び施設は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者・代理人及び施設が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 1 5 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となるときは、ご利用者・代理人及び施設は、施設の住所地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、ご利用者・代理人及び施設が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

サービス提供者

指定番号 介護老人福祉施設 東京都 第1374900171号

< 提供者名 > 特別養護老人ホーム サンシャインホーム

< 住 所 > 東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

< 代表者名 > 施設長 笹本悦弘 印

ご利用者

< 住 所 >

< 氏 名 > _____ 印

代理人

< 住 所 >

< 氏 名 > _____ 印

契約書の説明者

< 事業所名 > 特別養護老人ホーム サンシャインホーム

< 住 所 > 東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

< 氏 名 > _____ 印